## 令和 5 年度 第 218 回佐用町農業委員会会議録

令和 5 年 7 月 21 日，午前 9 時 30 分 佐用町役場西館防災会議室 にて召集した。
1．農業委員の出席は次のとおりです。

|  | 2 番 | 山本 孝行 | 3 番 |
| ---: | ---: | ---: | :--- |
| 蔭山 武喜 |  |  |  |
| 4 番 大谷 明 | 5 番 | 安本 隆己 | 6 番 福田 範康 |
| 7 番 竹内 辰已 | 8 番 | 間嶋 義弘 | 9 番 松岡 英雄 |
| 10 番 福原 正幸 | 11 番 金谷 隆志 |  |  |
| 13 番 古川 由美 |  |  |  |

2．農業委員の欠席は次のとおりです。

|  |  |  |
| :--- | :--- | :--- |
|  |  |  |
|  |  |  |

3．農地利用最適化推進委員及び事務局の出席は次のとおりです。

|  |  | 3 番 横山 隆夫 |
| :---: | :---: | :---: |
| 4 番 梅本 正見 | 5 番 狯山 哲博 | 6 番 髙本 耕作 |
| 7 番 藤田 修 |  | 9 番 淡路 剛 |
| 10 番 柿本 美満夫 | 11 番 谷口 茂博 |  |
| 事務局長 井土 達也 | 事務局 押田 晃英 | 事務局 波戸 雄太 |

4．会議案件は次のとおりです。
（1）会議録署名委員指名
（2）報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
（3）議案第1号 農地法第3条の許可申請について
（4）議案第2号 農地法第 4 条の許可申請について
（4）議案第3号 非農地証明の交付申請について
（5）議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

5．会議の顛末は次のとおりです。

事 務 局 定刻となりましたので，ただいまから始めさせていただきたいと思います。それ では，会長から挨拶をよろしくお願いします。

会 長 寒暖差が激しくなっておりますが，こうして皆様お元気で出席されておりなによ と思います。
ただ今から佐用町農業委員会第 2 1 8 回 7 月定例会を開催いたします。本日の欠

席委員は ありません。したがって，ただ今の出席委員数は，11名であります ので，農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により，会議は成立して おります。次に，佐用町農業委員会会議規則第12条1項の規定に基づき，署名委員を指名させていただきます。 1 3 番古川委員と 2 番山本委員にお願いいたし ます。それでは，ただ今から議事に入ります。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より説明を願います。
事 務 局 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 農地法第 18 条第 6 項及び農地法施行規則第 68 条の規定により，下記の届出について受理したこと をここに報告する。令和5年7月21日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」 （報告第1号，議案書をもとに朗読）

議 長 ただ今，事務局より報告がありました，この案件につきまして，何かご意見質疑 ございませんか。
員（ありません）
議 長 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
委 員（はい）
議 長 それでは，報告第1号の案件につきましては，承認されました。次に議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局よ り説明を願います。
事 務 局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定 により，下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年7月21日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第 1 号，議案書をもとに朗読）
長 ただ今，事務局の説明が終わりました。続いて，1 番の案件につきまして，大谷委員より説明を願います。

大谷 委員 議席番号 4 番の大谷です。議案第 1 号 1 番の案件について説明します。資料は 1 ページからです。現地確認は 7 月 12 日 10 時から事務局の波戸さん，当事者と私 で行いました。申請場所は地図にありますように，佐用町口金近にあります。国道 373 号金近交差点から東へ県道を奥金近へ上っていきますと中国自動車道の佐用ジャンクションがあり，その高架下東側になります。この付近一帯の許可申請 は第 214 回，第 216 回の農業委員会に引き続き 3 回目になります。申請の経緯で すが，譲渡人は 77 歳の高齢で農業を続ける気持ちもなく後継者がないため，耕作放棄地になりかけていたところ，以前から隣接農地を所有する譲受人に相談して おり，話がまとまり今回の申請となりました。譲渡人の相続登記の問題で申請が遅れておりました。3条許可基準に関する事項ですが，取得後は麦 $1015 \mathrm{~m}^{2}$ と大豆 $329 \mathrm{~m}^{2}$ を計画されており，全ての農地を耕作しており問題ありません。2号は個人 ですので問題ありません。3号は信託ではないため問題ありません。4号は本人が年間 150 日，奥さんが年間 50 日，息子が年間 100 日従事するため問題ありませ

ん。 5 号は登記簿のとおり問題ありません。 6 号は農業の維持発展に関する話し合 い～参加されるため問題ありません。以上，第 3 条第 2 項の各号にはいずれも該当しません。その他に関する事項ですが，段差のある農地を 1 枚に整備して耕作 する計画ですが，ある程度時間がかかると思われます。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいた します。

議

大谷 委員 以前の委員会でも隣接地の申請があり，今回の申請地だけ相続の関係で申請が遅 れておりました。これで全筆の取得が終わったので，1枚の農地に造成して利用 されると聞いています。現地も耕作放棄地になりかけています。反対に取得でき ないなら，農業委員会としてどうやって農地を守っていくつもりなのか問われま した。地元でもこのような問題が非常に多いと感じています。なお，申請書の内容については特に問題がありませんでした。

事務 局長 農地を処分したいという要望は多数あり，特に山林の引き取りを初めてから大幅 に増えました。そのような状況で，農地の引き取り手があるというのは，ある意味非常に有益であると考えています。

議
長 本申請については許可相当として，指導対象となるような行為があれば対応する ということでよろしいでしょうか。
員（はい）
義
長 それでは，1番の案件については承認されました。続いて，2 番の案件につきま して，金谷委員より説明を願います。
金谷 委員 議席番号 11 番の金谷です。議案第 1 号 2 番の案件について説明します。資料は 6 ページからです。現地確認は 7 月 10 日 11 時 30 分から事務局の波戸さん，行政書士の さんと私で行いました。申請場所は地図にありますように，国道 179 号線桜橋信号を塩田三日月線に入り，北へ 5 km 行った大内谷集落内にあります。申請の経緯ですが，平成 30 年に譲渡人が所有していた宅地，農地を譲受人へ売却し，契約を行っていました。今回，下限面積の撤廃により申請に至りました。3条許可基準に関する事項ですが，1号は全ての農地を耕作しており問題ありません。2号 は個人ですので問題ありません。3号は信託ではないため問題ありません。4号は年間 100 日農業に従事される計画を提出されており問題ありません。 5 号は登記簿のとおり問題ありません。6号は水路清掃や除草作業，用水路管理，営農にも強力するとのことで問題ありません。以上，第 3 条第 2 項の各号にはいずれも該当 せず，問題となるようなこともありません。以上を踏まえまして，本案件につい ては許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。長 審議に入ります。 2 番の案件につきまして，何かご意見質疑ございませんか。員（ありません）

議 長 意見等が無いようですので，2番の案件について承認してよろしいですか。
委 員（はい）
議 長 それでは，2番の案件については承認されました。次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局よ り説明を願います。
事 務 局 議案第2号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見について 農地法第4条の規定により，下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年7月 21 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第2号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただ今，事務局の説明が終わりました。続いて，1番の案件につきまして山本委員より説明を願います。
山本 委員 議席番号 2 番の山本です。議案第 2 号 1 番の案件について説明します。資料は 21 ページから 31 ページです。現地確認は 7 月 12 日 9 時 30 分から事務局の波戸さ ん，ささんと私で行いました。申請場所は地図にありますように，県道力万，上福原線を福吉駐在所から北へ 1 km ほど行った才金集落の入り口に位置します。申請地は 23 ページのとおり，県道から宅地へは申請地を通らなければ なりません。平成 2 年に家を建て替えしたときに進入路をコンクリートで造成し ていました。奥さんが倒れた後は露天物置，カーポートとして利用していました。私がなにかのときに地目を訪ねたところ，農用地外の畑であることが判明して今回の申請となりました。農地法を知らなかったとはいえ，深く反省をし，始末書 を提出しています。地元の同意も得られており問題ないと思います。以上を踏ま えまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろし くお願いいたします。
議 長 審議に入ります。 1 番の案件につきまして，何かご意見質疑ございませんか。
委 員（ありません）
議 長 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
委 員（はい）
議 長 それでは，1番の案件については承認されました。次に議案第 3 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。事務局より説明を願います。
事 務 局 議案第 3 号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について，非農地証明の交付申請があったので審議を求める。令和5年7月21日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第 3 号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただ今，事務局の説明が終わりました。続いて，1番の案件につきましては，担当委員が私ですので，議事進行を山本職務代理にお願いしたいと思います。
職務 代理 失礼します。それでは，議事を進行します。 1 番の案件につきまして，福田委員 より説明を願います。

福田 委員 議席番号 6 番の福田です。議案第 3 号 1 番の案件について説明します。資料は 32 ージから54ページです。現地確認は 7 月 10 日 9 時から事務局の波戸さん，申請者と私で行いました。申請場所は地図にありますように，国道 179 線佐用町実栗交差点から北へ 10 km ほど行き，大畠集落内の交差点を末包方面へ 1.5 km ほど の末包集落内にあります。申請の経緯ですが，申請人は亡き父から申請地を相続 しましたが，現況が地目と相違しているため，今回の申請となりました。現地の状況ですが，約 30 年前に亡き父が杉の木を植林し，1部は休耕田として管理して いましたが，現在は山林化及び原野の状況です。さきほどのことは，非農地証明 の審査基準 3－（2）農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当 てはまります。このことについては自治会長の証明もあり，また地元の同意書，本人の始末書も添付されており問題ないと思います。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたし ます。
職務 代理 審議に入ります。 1 番の案件につきまして，何かご意見質疑ございませんか。
委 員（ありません）
職務 代理 意見等が無いようですので，承認してよろしいですか。
委 員（はい）
職務 代理 それでは，1番の案件については承認されました。次の案件からは，会長に議事進行をお願いしたいと思います。
議 長 それでは議事を進行します。次に，議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づ く農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より説明を願います。
事 務 局 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につい て 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により，下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。 令和 5 年 7 月 21 日提出 佐用町農業委員会 会長 福田範康」
（議案第4号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただ今，説明がありましたような集積計画となっています。何かご意見質疑ござ いませんか。

委 員（ありません）
議 長 意見等が無いようですので，決定してよろしいですか。
委 員（はい）
議 長 それでは，議案第 4 号は，原案どおり決定いたします。それでは，本日の議案審議につきましては，以上をもちまして終了いたします。
（午前 10 時 30 分 閉会）

令和5年7月21日
議 長 ..... ©
13 番©
$\underline{2 \text { 番 }}$ ..... ©

